

情 報 局 編 輯

週 報

二 月 十 九 日 號

第 三 八 號

昭 和 十 二 年 十 月 一 日 發
昭 和 十 六 年 二 月 十 九 日 發

郵 便 物 品 可 行
(每 週 一 回 水 曜 日 發 行)



臨時農地等管理令 臨時農地價格統制令 解説	石炭を節約するには 獨佛關係の近狀	人口問題をどうする (上)
-----------------------------	----------------------	--------------------

五 錢

露光量違いにより重複撮影

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

りよ『訓陣戦』

週報

- 臨時農地等管理令
- 臨時農地價格統制令
- 石炭を節約するには
- 敵の戦意
- 銃後
- 獨佛關係の近情
- 人口問題をどうする

二月八日(土)

ソ軍状態中の大角海軍大將一行の搭乗機廣東附近で遭難。二月五日の旨海軍省公表。▼國家總動員法中改正法律案、國防保安法案、衆議院議員任期延長法律案、労働者年金保險法案衆議院にて可決。▲ベルギー兩國共同防衛協定に調印。▼ブラジル、重要生産物の輸出許可制を布く。▲對英武器管理法案、衆議院にて可決。

二月九日(日)

▲大角大將等の殉職を海軍省確認。海軍航空隊長明恵通海を兵隊。▼河南大作戦完了。▲敵遺棄死傷一萬六千餘。

二月十日(月)

▼英、ルーマニアに國交關係斷絶を通告。

二月十一日(火)

▼梅蕙る紀元二千六百一年の紀元節。▼太平洋において戦争起るとも對英援助は疑らずとルネ大統領言明。

二月十二日(水)

▼海軍航空隊長明恵、ビルマルトを偵察。▼タイ、佛印の停戦期間を三日に三週間延長する旨海軍省発表。▼スワリーニ伊首相、ソランコ西大統領との自談につきスベイン政府公表。

二月十三日(木)

▼陸軍第七十五回論功行賞(予七十七名)。▼大角大將等の遺體状況について南支派遣軍機務部長談話表。▼ベタン佛主席、ソランコスベイソ統領と會見。

二月十四日(金)

▼日滿文一元化の交通政策要綱閣議決定。▼蒙古國王來朝。

露光量違いにより重複撮影

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。

りよ「訓練戦」

週報

農地關係二勅令の解説

臨時農地等管理令

臨時農地價格統制令

石炭を節約するには

敵の戦意

銃後

獨佛關係の近情

人口問題をどうする

週報 二月九日 第九八日

二月八日(土)

▽軍視察中の大角海軍大將一行の搭乗機廣東附近で遭難(二月五日)の旨海軍省公表
▽國家總動員法中改正法律案、國防保安法案、衆議院議員任期延長法律案、労働者年金保険法案衆議院にて可決
▲ベル・チリ兩國共同防衛協定に調印
▽ブラジル、重要生産物の輸出許可制を布く
▲對英武器貸與案、米國下院にて可決

週間誌

二月九日(日)
△大角大將等の殉職を海軍省確認
▽海軍航空隊昆明、惠通橋を猛爆
▽河南大作戦完了
○敵遺棄死體一萬六千餘
二月十日(月)
▽英、ルーマニアに國交關係斷絶を通告
二月十一日(火)

▽梅嶽る紀元二千六百一年の紀元節
▽太平洋において戦争起るとも對英援助は變らずとル米大統領言明
二月十二日(水)
▽海軍航空隊、昆明、ビルマルトを猛爆
▽タイ、佛印の停戦期間をさらに二週間延長する旨情報局發表
▽ムソリーニ首相、フランコ西大統領との會談につきスペイン政府公表
二月十三日(木)
▽陸軍第二十五回論功行賞(二千七百十二名)
▽大角大將等の遭難状況について南支派遣軍報道部長談話發表
▽ベタン佛主席、フランコ、スペイン統領と會見
二月十四日(金)
▽日滿支一元化の交通政策要綱閣議決定
▽蒙古總王來朝

農地關係二勅令の解説

一 臨時農地等管理令について

はしがき

農地は農業生産の母體ともいふべきもので、これが農家の生活安定上に密接な關係があることは言ふまでもないが、更に國民生活に須臾も缺くことの出来ない主要食糧の生産源泉であるから、現下の緊迫した國際情勢に即應して、高度國防國家の確立に伴ふ主要食糧等の自給強化を圖るためには、國內の農地を確保するとともに、限られた農地における農業生産を、眞に國家の要請に向はし

めるやう有效適切に利用することが必要である。

今回右の趣旨に則つて、やゝもすれば無統制に陥り易い農地の潰廢を統制し、放置されたまゝになつてゐる空地の利用を促進するとともに、必要に應じ農地の作付に對する調整をも行つて、農業生産に主要食糧農産物の生産を維持増進するための臨時應急の措置として、國家總動員法第十三條第一項及び第三項の規定に基づき、去る二月一日勅令第十四號「臨時農地等管理令」が公布され、内地においては同日から、朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島においては二月二十日からそれ／＼施行されるこ

となつた。そしてその施行規則も、内地においては二月一日農林省令第十一號を以て公布されたのである。

本令適用の範圍

本令で管理の對象となるものは、いはゆる「農地等」であるが、その「農地等」とは「食糧農産物等ノ生産ヲ確保スル爲ニナス農地又ハ耕作ノ目的ニ供スル事ヲ得ル土地」である（第一條）。しかし一口に農地といつても、種の疑義を生ずる虞れがあるので、「本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ」と明記し（第二條）、地目の如何にはかゝらず、客觀的に見て農耕の用に供されてゐるものを指稱するので、いはゆる現状主義の原則を採つてゐるのである。

管理の方法

一、農地潰廢の制限

政府は夙に農地の擴張改良に努めてきたのであるが、

他面において近年農地の潰廢面積が著るしく増大しつゝあるのは誠に遺憾とするところである。勿論その原因には時局に緊要な施設のためとか、社會公共の事業のためとか、種々のやむを得ない事情に基づくものも少なくないのであらうが、さうでなく單に個人的利益のために熟田良畑を徒らに潰廢に歸させるやうな事例があるとなれば、これは國家的見地から深く戒めることが當然である。そこで本令は、無統制な農地潰廢を制限するために次のやうな方法を講じた。

(1) 農地を耕作以外の目的に供せんとする場合

(イ) 農地の所有者、賃借人、永小作人その他權原に基づいて農地を耕作することを得る者、即ち農地の權利者は、その農地を耕作以外の目的に供しようとするとき、その面積五千坪を超える場合原則として地方長官の許可を要することとなつた（第三條、規則第六條）。しかし、その農地の面積が五千坪を超えるときか、假令五千坪未満であつても當該農地が二府縣以上に互るときは、特に農林大臣の許可を要する（規則第一條及び第六條）。

(ロ) 許可

この場合の許可は「一隣の建築物又は同一の事業若くは施設の爲の工作物其の他の設備の用地に供せられる一圃の農地」について受けることを要する(規則第二條)。また許可の決定に際して、許可官廳は事案の重要なものについては、道府縣農地委員会の意見を聴いて慎重を期し、可及的に耕地の潰廢を防止する建前を採ると共に、潰廢するとしても然田良畑をなるべく避けさせるとか、必要とする最少限度に止まらしめるとか等條件を附して許可することもあり得る(第三條第二項)。

第三條

一、耕作以外の目的に供せんとする事業又は施設が時局に緊要でないとき
二、耕作以外の目的に供することにより附近の農地又は作物に著るしく被害を及ぼす虞れがあるとか、當

該農地の耕作者の生活安定を著るしく害する虞れがあるとき

三、國又は道府縣の助成を受けて造成又は改良せられたもの、又は農地調整法の規定による自作農創設維持事業により創設又は維持せられたものであるとき

(ハ) 例外規定

右のやうに農地潰廢の制限は、極めて嚴格に規定してあるけれども、特に制限する必要のない場合とか、或ひは制限することは不適當な場合もあるので、次のやうな場合には、特に例外として本令第三條の適用から除外したのである(第四條、規則第五條、第六條)。

一、國又は道府縣が権利者である場合
二、本令の別表に掲げたやうな法令に基づく主務大臣又は地方長官の命令、免許、許可、認可その他の處分によつてなす工事又は施設のために農地を使用する場合
三、土地收用法その他の法令により農地又はこれに

する権利を收用又は使用した場合において、その收用又は使用の目的に供する場合

四、次に述べる(2)により許可を受けた農地をその目的に供する場合

五、1 その農地の面積が五十坪以下のとき

2 焼畑、切替畑

3 耕地整理その他土地の農業上の利用を増進するために耕作以外の目的に供されるとき

4 土地區劃整理を施行したもの又は施行中のもの

5 天災事變その他やむを得ない事由によつて、一時その農地を耕地以外の目的に供しようとする場合において、本令第三條の許可を受ける暇がないとき

(2) 農地を耕作以外の目的に供するために所有權等の權利を取得しようとする場合

潰地とする目的で農地を譲受けるとか、賃借權、地上權その他の權利を取得しても、前述の本令第三條の許可が

得られない場合には、當事者に不測の損害を生じ、契約を解除するとかしないとかと云つて、種々の無用の紛争を起す虞れがある。また許可されなかつた場合に、その農地を徒らに不耕作のままに放置することもあり得る。

(イ) そこで、かやうな諸種の弊害を未然に防ぐために、農地を耕作以外の目的に供するため、その農地の所有權、賃借權、地上權その他の權利を取得しようとする者は、その面積五十坪を超えるときは原則として地方長官の許可を要することとし、その面積が五千坪を超えるとき又は假令五千坪未満でもそれが二府縣以上に互るときには、原則として農林大臣の許可を要することとなつた(第五條、規則第一條及び第六條)

(ロ) 許可

そして、この場合の許可も前に(1)に述べたと大體同様であるから、こゝに詳説することを略すが、たゞ許可の申請をしても原則として認められない場合に、次の一項が加はつてゐる(規則第七條)。

所有權、賃借權、地上權その他の權利を取得した

後、相當期間内にその農地が一定の目的に供される見込がないとき

(ハ) 例外規定

右の場合においても前に述べたと同様な理由により特に例外を認めたる(第六條、規則第九條)即ち

- 一、國又は道府縣が農地の所有權、賃借權、地上權その他の權利を取得しようとする場合
- 二、本令別表に掲げたやうな法令に基づく主務大臣又は地方長官の命令、免許、許可、認可その他の處分によつてなす工事又は施設のために農地の所有權、賃借權、地上權その他の權利を取得しようとする場合
- 三、土地收用法その他の法令により農地又はこれに關する權利を收用又は使用しようとする場合
- 四、
 - 1 面積五十坪以下のとき
 - 2 燒畑、切替畑
 - 3 耕地整理その他土地の農業上の利用を増進するために耕作以外の目的に供されるとき

4 土地區劃、整理を施行したも又は施行中のもの

(3) 農林大臣との協議又は承認

上述のやうに、農地を耕作以外の目的に供しようとする場合、又はその目的のために取得しようとする場合は(1)及び(2)において特別に例外を設けたのであるが、その場合でも潰廢面積が五千坪を超えるときは、可及的に熟田良畑を避け、或ひは不必要に廣大な面積を潰すことを差控へることが必要であるから、かやうな場合には、主務大臣は農林大臣に協議し、その他に在つてはその事項の主務大臣を経て農林大臣の承認を受けなければならぬ(第七條)。たゞし、軍機保護上支障ある事項については協議又は承認を要しない。これ等の點に關しては、各省連絡會議を開いて萬遺憾なく遂行されることになつてゐるから、こゝに詳説することは略する。

二 耕作の強制

近年、工礦業の發展に伴ひ工場敷地、宅地等として土

地投機の思惑、農地貸付の嫌疑、農業の薄利性等を直接間接の理由として農地を荒廢させ、また現に農地ではないが、農地として十分利用し得るにもかゝらず、これを空地のままに放任してゐるところが相當多い。そこで本令はかやうな休閑地または空地がある場合には、強權を發動して耕作を強制し得る途が拓かれた。

(1) 農地に對する耕作の強制

先づ地方長官は必要ありと認めるときは、道府縣農地委員會または市町村農地委員會をして農地の權利者に對し、その農地を耕作させるやう勸告することが出来るのである(第八條第一項)。こゝにいふ勸告とは、農地の所有者その他の權利者が自ら耕作すべきことを勧めることであつて、この勸告を受けた者は當然自ら進んで耕作することが望ましいのであるが、若しこれを肯んじないとか、その他地方長官が必要と認めるときは、農地の權利者に對し、その農地を地方長官の適當と認める第三者をして耕作させるため貸貸その他の必要な措置を命ずること

とが出来(第八條第二項)。この場合の第三者とは、農村にあつては農會、産業組合、農事實行組合、學校、青年團、都市にあつては、この他に空地利用團體等が豫想され得る。

この命令を出すには慎重を期さなければならないから、事案の重要なものについては、地方長官は豫め道府縣農地委員會の意見を聴くことを要することになつてゐる(第十一條)。

次にその使用の條件等については、當事者間で協議して契約を締結するのであるが、若し協議が調はないか、または協議することが出来ないときは地方長官の裁定を俟つこととし、地方長官はこの申請があれば種々の事情を考慮して裁定するが、場合によつては職權を以て裁定することも出来る(第八條第三項、規則第十六條)。

(2) 空地に對する耕作の強制

耕作の目的に供する事を得る土地であつて、しかも一定の用途に供されずに放置されてあるもの、即ち空地の

場合についても前と同様に耕作の強制が出来る(第八條第九條)。しかし例外として、その土地が法令または法令に基づく處分によつて耕作することが出来ない場合は除外することになつてゐる(規則第十八條)。又何等かの用途に使用されてゐる土地、例へば既に建物ある宅地等迄も耕作を強制するのではない。

三、作付の調整

假りに農地が耕作の目的に供されてゐるとはいへ、國家的見地に立つて不要不急の作物もあり得べく、殊に現下の逼迫した食糧問題の解決のためには、いはゆる重點主義によつて國家の最も望んでゐる方へ向けるやう作付の調整を行ふことが必要となる。そこで、本令は次のやうな方法を講じた。

1) 作付の制限又は禁止

農林大臣又は地方長官は必要ありと認めるときは、その農地の権利者に對し、一般的に農作物の種類、地域そ

の他の事項を指定して作付を制限又は禁止することを得る(第十條第一項)。

そして右の制限又は禁止を命ずる場合は大體、(一)一定の作物を指定して今後絶対に作付をなすことを禁止する場合、(二)一定の作付を指定して今後作付面積を擴張又は減少することを制限する場合等が豫想される。

(2) 作付の命令

次に地方長官が必要と認めるときは、特定の農地の権利者に對し農作物の種類その他の事項を指定してこれが作付を命ずることを得る(第十條第二項)。この場合の命令は特定の個人に對してなされるから、これによつて損失を蒙るやうなことがあれば國家總動員法第二十七條の規定に基づき補償を受けるが、その額は右の處分によつて通常生ずべき損失の程度において行はれる(第十三條)。

以上に述べた作付の調整命令は、その権限官廳と雖も慎重を期さなければならぬから、專案の重要なもの

については、農林大臣が命令する場合は農林計畫委員會、地方長官が命令する場合は、道府縣農會又は經濟更生委員會の意見を聽くこととなつてゐる(第十一條第二項、規則第二十條)。

終りに臨んで、本令の運用を円滑にし所期の目的を達成するためには、農地の所有者その他の権利者がそれぞれ

れ各自の立場において本令の意圖するところを十分理解され、臣道實踐の一環として、進んで農地の利用を促進し、又農地とたし得る場所であれば、假令寸土と雖も有效適切に利用し、食糧問題の逼迫した現下の状態に鑑み、豐稔原の國土をして遺憾なく國家の要請に副はしめるやう協力されんことを切望してやまらう。

一 臨時農地價格統制令について

一 はしがき

昭和十六年二月一日から勅令第九號臨時農地價格統制令が内地(朝鮮、臺灣、樺太及び南洋群島)では昭和十六年二月十五日から施行されることになり、その施行規則も同日から農林省令第十號により施行せられることになつたのである。

本令は國民の財産として最も重要な地位を占めてゐる農地の價格について統制をなすものであるからその影響する所も大きく、従つてその統制の方法等については政府としても慎重な考慮を拂ひ無理のないことを期したのであるが、民間においても本令制定の趣旨と内容をよく理解して、遂反や紛争などの生じないやうに、そして時局下において農業の重大使命が遺憾なく遂行されるやう期待するものである。

二 制定の趣旨

本令制定の経緯

一昨年以來政府は國家總動員法の關係條項を發動し價格等統制令等の勅令を制定公布して價格、運賃、賃金、賃料等の全般に亘つて騰貴抑制のための臨時應急的措置を講じてきたのであるが、この中、農業の部面については一昨年十二月に農地の賃賃料に關し小作料統制令が制定公布されたのであるが、農地の價格も小作料統制令と同様に、價格等統制令の一般法に對する特別法といふ關係において、價格等統制令とは別に國家總動員法第十九條に基づき制定されたのである。

最近における農地價格騰貴の傾向

農地の價格は經濟的原因、政治的原因、その他いろいろの原因によつて騰貴するのであるが、最近における農地價格騰貴の原因を具體的に取り上げて見ると大體次の如きものであらう。

- 1 換物思想の流行
- 2 低金利政策による土地投資の増加
- 3 一般物價なかんづく農産物價の騰貴
- 4 農家經濟好轉に伴ふ農地購入希望者の増加
- 5 土地賃賃價格の改定、その他地主の土地負擔の軽減
- 6 飯米確保のため採算を度外視した都市居住者の農地購入
- 7 事變に伴ふ軍需工場等の新設擴張
- 8 事變に伴ふ小作爭議の減少

以上のやうな原因が錯綜し、最近の農地の賃賃價格の騰貴は事變發生以來殊に甚だしく、この傾向を昭和十一年末と昭和十五年五月とを比較してみると、田においては上田五割一歩、中田四割八歩、下田五割四歩、畑においては上畑五割六歩、中畑六割一歩、下畑七割といづれも甚だしい騰貴を示してゐるのである。

農地價格が農業生産に及ぼす影響
いふ迄もなく農地は農業經營の基礎であり、經營資本

寫眞週報

第五百十六號

常會のページ新設

- ◇ 三年目に開かれた扉
一 務駐日中華民國大使蕭任予
- ◇ 泰・佛印調停會議進む(グラフ)
- ◇ 泰・佛印の紛争調停について(記事)
- ◇ 石炭へ、いま一億の動員令
數十尺の地底に焦熱と職ひながら石炭増産に懸命の力を揮ふ勞務者達の姿
- ◇ 青島の今日このごろ
- ◇ 紀元節の朝
第十一回明治神宮國民體育大會多期大會
- ◇ 海外通信
△ 消防に大奮のロンドン
- △ 奮闘するイタリヤ軍
- ◇ 新しく出た國民職業指導所(記事)
- ◇ 常會のページ
△ 常會の手引(上)(記事)
- △ 時間の手引(上)(記事)
- △ まつ家庭内から新體制 一 大阪中(グラフ)
- ◇ 陣中文藝、寫眞週報問答その他

二月十九日發行

三、統制の目的物の範囲と意義

第一條において本令の統制せんとする範圍を規定し、第二條においてその價格が統制を受ける農地とは如何なるものかの意義を明らかにしてゐる。

即ち第一條によると本令の統制目的物は農地の價格であるが、この農地とは如何なるものを指すかといふと第二條において「本令ニ於テ農地トハ耕作ノ目的ニ供セラルル土地ヲ謂フ」と定義し、いはゆる現状主義を採つたのである。

即ち地租法の地目とは關係なくたとへ公簿上は山林・原野・宅地・その他の土地であつても、現に耕作の目的に供されてゐる土地であれば本令において農地として適用を受けることになる。但し第一條において「農地ノ價格ニ關スル統制ハ宅地建物價格統制令第五條第一項及第六條ノ場合ヲ除クノ外」とあつて農地が宅地に供される場合にはその現狀が農地であつても、本令の適用を受けな

いで宅地建物等價格統制令の適用を受けることになるのである。

この場合以外に農地がそのまゝの姿で賣買される場合とか、農地が道路敷地或ひは砂利置場等に供される場合にはこの農地は本令の適用を受けるのである。

四、農地價格統制の方法

(一) 地租法による貸賃價格のある農地の場合
第三條において、「農地ノ價格ハ當該農地ノ地租法ニ依ル貸賃價格ニ農林大臣ノ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額ヲ超エテ之ヲ契約シ支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」と農林大臣前項ノ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス」とあり、本年一月三十日本令と同時に農林省告示第五十二號を以て全國につき市郡別(北海道に在りては支庁管内別)にこの率が告示された。従つて本令が施行された二月一日以降は告示された率を當該農地の地租法による貸賃價格に乘じた額を超えて契約し、支拂ひ又は受領することは出来ない。

以上は原則と稱す可きものであつて、この原則を一途に貫くと農地の多様性を無視し農村の實情に副はない惧れがあること、また個々の場合において時に酷に尖る場合もあるもので、次に述べる例外を設けることは是正することにしたのである。

1 一定區域を指定してなす是正

第四條において、「地方長官ハ命令ノ定ムル所ニ依リ農林大臣ノ認可ヲ受ケ區域ヲ指定シ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定ムルコトヲ得」、「地方長官前項ノ規定ニ依リ前條ノ率ニ代ルベキ率ヲ定メタルトキハ之ヲ告示ス」、「前項ノ規定ニ依リ告示アリタルトキハ告示セラレタル率ヲ以テ前條ノ率ト看做ス」といふのであつて、第三條の農林大臣の定める率が市郡別といふ広い區域を一率に統制することになるので、或る一定區域においては不適當と思はれる如き場合がある。例へば一部落全部の農地が耕地整理施行地であつて減租年率を持つてゐるとか、農地が既に宅地的な價格を持つてゐる近郊地等は、一般と自然的經濟的諸事情を異にし、他のものと同様に統制すること

は不適當であり無理な統制となる虞れがあるので、かういふ場合、即ち施行規則第三條に規定する

一、區域内ノ農地ガ地租法又ハ耕地整理法ニ規定スル減租年率ヲ有スル農地ナルトキ

二、前號ノ外令第三條ノ率ニ依ルコトガ不適當ト認めラルルトキ

の場合には、地方長官は農林大臣の認可を受け、部落とか字等の區域を指定し、農林大臣の定める率と異なる率を定めることが出来ることにし、この場合地方長官の告示によつて、その時期以後に告示された率がその區域においては第三條の率と看做されて、第三條の率に代るべきものとなるのである。

2 個々の特別許可による是正

第三條において、「但シ命令ノ定ムル所ニ依リ農地ノ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ」として特殊事情のある個々の場合の是正を認めてゐるのである。なほ、この個々の特別許可による是正は第四條の區域を指定し、その率が新たに定

められた場合にも、この新しい率に對して特別許可の申請をなし得ることは勿論である。この許可の申請をなし得る場合は施行規則第一條に規定してゐる。即ち

- 一、地租法又は耕地整理法に規定する減租年率を有する農地で、その現況に比し地租法による賃賃價格が著るしく低額なるとき
 - 二、地租法による賃賃價格決定後當該農地に付き著るしき改良をなしたるとき
 - 三、當該農地が耕作以外の目的に供せらるるため(建築物所有の目的に供せらるる場合を除く)讓渡せらるるとき
 - 四、當該農地に果樹、桑樹、茶樹その他毛土あるとき
 - 五、その他やむを得ない事由あるとき
- 而して、この申請をなさんとする者は、施行規則第二條に掲げる左の事項を記載したる申請書を、當該農地の在る道府縣の地方長官に提出しなくてはならない。
- 一、申請人及び讓渡又は讓受の相手方の氏名、住所及び職業(法人に在りてはその名稱たる事務所所在地業務の種類並びに代表者の氏名及び住所)

二、當該農地の所在地番、地目(土地整理の地目で土地の現況と異るときは土地整理の地目及び現況による地目)及び面積

- 三、許可を受けんとする事由の詳細
- 四、當該農地の賃賃價格並びに減租年率ある場合においてはその年期の始期及び終期
- 五、當該農地の地味水利及び交通の良否並びに利用状況
- 六、當該農地の普通收穫高並びに小作地なる場合においては小作料の種類及び額又は率
- 七、當該農地が永小作地なる場合においては永小作料の價格
- 八、當該農地につき小作權買買の慣習ある場合においてはその價格
- 九、當該農地の讓渡後における使用目的
- 十、當該農地の讓渡又は讓受の原因及び價格
- 十一、價格の支拂又は受領の方法その他讓渡又は讓受に關する條件

十二、その他参考となるべき事項

(二) 地租法による賃賃價格のなき農地の場合

第五條に「地租法ニ依ル賃賃價格ナキ農地ヲ讓渡スル場合ニハ其ノ價格ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ讓渡人又ハ讓受人ニ於テ地方長官ノ認可ヲ受クベシ」前項ノ場合ニハ、テハ農地ノ價格ハ同項ノ規定ニ依リ認可アリタル額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支拂ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ」として種々の免租年期地等の如き地租法による賃賃價格のない農地の場合を規定してゐる。即ちこの場合には地方長官の認可を得なくては如何なる場合でも、この農地につき賃賃に關する契約或ひは金銭の支拂又は受領することができないのであつて、認可を得た場合にはその認可を得た價格の範囲内で取引が行はれることを要し、それ以上の價格においてはなし得ないのである。

而してこの認可の申請をなさんとする者は施行規則第五條に規定するやうに、施行規則第二條第一號乃至第三號、及び第五號乃至第十二號に掲げる事項を記載した中

請書を當該農地のある道府縣の地方長官に申請しなくてはならない。

五、道府縣農地委員會の意見

第六條において地方長官が前述の個々の特別許可又は地租法による賃賃價格なき農地につき、認可に關する處分及び第四條第一項の規定に依り第三條の率に代るべき率を定めるときにおいて、事案の重要なものについては道府縣農地委員會の意見を聴き、これを定めることを要することにしてゐる。

本令の實際の運用に當つては相當専門的な知識経験を要し、又實際の事情を熟知して、公正妥當なる處理をなすことが必要である。故に現在農地に關する事項を處理し、農地の實情に明るい道府縣農地委員會の意見を聴き、本令の圓滑なる運営を爲すことにしたのである。

石炭を節約するに

燃焼指導と熱管

燃料は、熱と動力の源です。産業の発展上には不可欠の物質でありまして、事變の進展に伴ひ、需要が増大してをりますので、その供給の確保を圖ることは特に緊要であります。液体燃料が、現在戦線において飛行機、戦車または自動車の燃料として第一の必需物資であると、同様、銃後の各工場において、熱源及び動力源として汽機にも、重工業の加熱爐にも、熔鐵爐にも、石炭或ひは石炭の加工されたガスやコークスが使用されてをり、また石炭がメタノール、ベンゾール、人造石油などの原料であること考へますと、石炭は國內における最も大切な基礎的物資の筆頭であると言へるのであります。

我が國の石炭問題

わが國における石炭の埋藏量は百數十億噸と稱されてをり、米國の五千億噸、英國の千四百億噸、ドイツの九百億噸と比べますとやゝ貧弱であります。大陸における尨大なる未開發の資源を考慮に入れますと、日滿支を通ずる石炭の埋藏量は決してこれ等の諸國に劣るものではありません。

國內の石炭問題については、それぞれ關係方面で増産に、配給に、品質低下防止等に努力してをり、現にいま全國的に石炭増産運動（二月から三月）が活潑に展開されてをります。他面石炭の有効利用に力を注ぐことは、石炭消費量が莫大なるもので

六、脱法行為の禁止

第七條において「何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ第三條又ハ第五條ノ規定ニ依ル禁止ヲ免ルル行為ヲ爲スコトヲ付ス」とし地上物件の代價とか、手数料、謝禮金等の名目を以て實質上本令の適用を免れる慮れある行為を禁止し、本令の所期する趣旨を達成せんとしたものである。

七、経過規定等

第三條第三項、第四條第四項及び附則第二項は経過規定であつて、本令施行の際及び農林大臣又は地方長官が率を定めこれを告示したときに、現に農地につき存する讓渡契約にしてその目的物につき讓受人の権利に關する登記ありたるもの、又は其の目的物の引渡を完了したもののについては、それ／＼第三條、第四條及び第五條の規定を適用しないといふ規定である。

なほ讓受人の権利に關する登記とは本登記のみならず

假登記をも含むものである。

目的物引渡の完了といふのは事實上その物を自己の支配に置いてゐるかどうか、即ち占有の移轉あるや否やの關係であるが、現實の引渡のみに限定されないので、簡易の引渡、占有改定、指圖引渡等も包含してゐると解すべきである。

— 農林省 —

週報普及標語の御しらせ

神奈川縣週報會本部（種畜官報販賣所内）では、情報局、内閣印刷局、神奈川縣後援の下に週報、寫眞週報の普及標語を懸賞募集したが、その結果は左の通り決定された（昭和十六年二月十一日）

- 一等、週報は民一億の回覽板
- 二等、仲びる一億導く週報
- 三等、寫眞週報時局が一目

佳作 週報でひらけ時局の眼と心
週報を園んが／＼つち隣組
週報は民翼賛の道しるべ
國策を築く見せる寫眞週報
週報で學べ培へ興亞の力

あるだけに、その効果もまた見逃すことは出来ません。

現今のやうに、物資供給が不足とな時に考へられることのついでに、代用品への轉換と、消費の節約とがあります。聞き慣れた用語のためか、往々官廳方面から唱へられるとき、非常に消極的な意味に解される感があるのでありますが、わが國の石炭燃焼状況を顧みますと、石炭を便量制限するといふ意味の節約といふよりは、石炭を有効に利用するといふ意味での節約について、不十分な向きが多いことは見逃すことが出来ません。いまわが國の石炭消費量が五千萬觔であると假定しまして、その一割が節約出来れば五百萬觔分の採炭、輸送、配船、人件費等が

省け、また逆にこの五千萬觔の石炭全部についてその利用方法を現在より一割だけ能率をよくすることにすれば、五百萬觔分の製品が無手勝流式に出来て来るのでありますが、反對に一割浪費されますと、莫大な経費と物資と努力とを消費して、増産も効果を殺がれることになりま

す。他面石炭は、鐵等のやうな物資と異り、一度使用しますと、これを再生したり回収したりすることの出来なものでありますから、どうしてもこれを有効に利用して生産の擴充に役立たせ、石炭そのものは消えてなくなつても、他に姿をかへて残存するといふことにならなければならぬのであります。

石炭の有効利用

石炭を有効に使ふといふことは、各研究所や工場でも従来から研究されて来たことですが、實際に現場において注意してゐる工場は多くないのであります。燃料局の係官が各工場に出向いて見ますと、中には燃料燃焼について十分關心を拂つてをられる工場もありますが、多くは舊態依然としてゐまして、例へば、煙道炭酸ガス濃度が5%乃至7%程度すなはち非常に過剰空氣燃焼をしてをり、汽罐效率が水管式の場合ですら50%といふ例もありません。焚き方だけで努力すれば、一割位の節約餘地があり、設備を補修し、蒸氣の使用等を考へますと随分節約の

餘地があることが分ります。工場において、焚き方、ダンパーの取扱に注意し、煉瓦壁の空氣洩を補修し、ドレーンを回収し、保温工事を施す等の簡単な改良を行つただけでも、少いもので5%、多いものは30%近くの節約實績を挙げた例が少くないのであります。

燃料局では燃料の合理的な燃焼を行ふやうに努めれば、すなはち、計器を使用して石炭使用の管理を十分に行へば、現在石炭使用量の一割や一割五分の節約は十分出来るし、また煖房用炭などは煖房温度の調節等を加味すれば、従来の消費量を相當に減らすことが出来るといふ見通しで、昭和十三年以來特に力を入れて「燃焼指導」を行ひ、燃焼専門の囑託

を置きまして、全国的に各工場に出向いて指導する一方、各道府縣には専任の係官を置き、種々の計器を整備させ、それら管下の工場の石炭等の燃焼と、熱利用の管理について相談し、指導して来てをります。

石炭を焚くには

工場等の主顧者は、自分達の工場で知らず／＼の内に石炭を浪費してはゐないだらうか、または知つてをりながら仕方がないと放置してはゐないだらうか、と再検討して見る必要があります。石炭節約には難しい學理を要する場合がありますが、全部が全部難しい學理によるのではなくて、むしろ非常に手近な所にある簡単に直せる事柄や、缺陷を放置し

てゐる場合の方が多いのであります。

汽罐等の場合、石炭を節約して少量の石炭で、従来通りの工場生産量を確保するためには、まづ焚き方に注意する必要があります。投炭や給炭機の運轉に當り標準操作を決めること、火屑の構成やクリンカーまたは火屑の厚さなどに注意して火道具での手入を怠らないこと、ダンパーを調節して給氣を削減し、煙道ガスの分析をして、排ガス中の炭酸ガスの濃度を手焚の時は9%乃至12%、機械焚の場合は12%乃至14%に保ち、煙突から出る煙は淡煙となるやうに焚くことなどの注意を拂ふ必要があります。焚く石炭に對し空氣の入り工合が適當であるか否かは、

煙道ガスの分析で決める一方、大體煤煙の觀測で判断し、全然無煙であるのは過剰空氣燃焼の處れがあり、黒煙が出るのは空氣不足燃焼で、特殊な場合、すなはち窯爐などで酸化を嫌ふ場合は別として、汽罐などでは、適當な空氣で燃焼してゐる場合は淡煙となるのであります。

設備の補修

石炭を適度の空氣で燃焼させ、手に焚いても設備に無理があつたり、働きにくいことがあつたのでは、如何に有能な汽罐士、火夫でも、燃焼改善の徹底や、熱の有効利用は期し難いのですから、設備は常に働き良くしておくことです。すなはち空氣の洩込がありはしないかと、

- (イ) 口金の周囲
- (ロ) 灰出口の扉の周囲及びその金具と煉瓦壁との周囲
- (ハ) 水管式汽罐の煤煙掃除口の取付金具周囲と煉瓦壁との間
- (ニ) 罐胴と煉瓦壁との接觸部
- (ホ) 罐壁の龜裂及び目地
- (ヘ) 二罐以上併用の場合隔壁の龜裂及び目地
- (ト) 圓筒罐の鏡板の裏と煉瓦壁との間
- (チ) 圓筒罐のブローオフレセス周囲と罐胴との間等
- (リ) 圓筒罐の火橋の下にある灰取口が完全に閉ぢないもの
- (ヌ) 水管罐前面の煙管掃除口の扉にパッキングのないもの
- (ル) 焚口扉が正しく閉ぢないもの
- (ロ) 移動火床式給炭機の兩側やボンネット、アッシュ・ダンパー附近に著るしい間隙があるもの等
- (イ) 火格子間隙が不整で彎曲したもの
- (ロ) 焚火用具が磨耗してゐるもの
- (ハ) 燃焼室の煉瓦積やパツフルが破損落下して煙道が短絡してゐるもの
- (ニ) 煙房罐や横置多管罐の煙管も適當に修理する必要があります。

掃除を怠つてゐるもの

(ホ) 計器類の故障を放置してゐるもの

(ハ) 罐の鏡板、その他の部分の斷熱材による保温が不十分なもの

(ト) 煤煙觀測窓や煤煙反射鏡が汚れてゐるもの

等は些細なことですが、補修や手入れを怠ると意外に大きい損失を招きます。通風調節をなすダンパーは、罐前で焚きながら軽く片手で滑かに動くことを必須條件とします。軋つたり、兩手を掛けて引つぱつたり、人手を借りたり、または一々罐の後部へ行つたり、罐の上に登つたりしなければ動かぬやうでは、到底給氣の調節を思ふまゝに出来ません。水管

罐など不燃燒室の容積が小さ過ぎるものもあり、また

圓筒罐で火橋の高さは通常煙筒の三分の二とされてをり、負荷、炭質等により一概にはいへませんが、往々

低すぎる工場に出會ふことがあります。

蒸氣の使用と廢熱の回收

汽罐室で苦心して造つた蒸氣が、職場において浪費されたり、輸送途中で冷却したり、または冷却を見逃して汽罐の蒸氣壓を無闇に高くして

おくことは石炭の無駄になりますから、作業場と汽罐場とは十分連絡を保つて、蒸氣バルブの開閉や仕事の順序を整理し、工場操業を石炭節約の方向に一致させてゆく必要があります。すなはち

- (イ) 蒸氣配管の整理
- (ロ) ドレーン抜や膨脹管の取付

神皇御紀 明治天皇の御敬神

神皇御紀編纂 定價 五〇錢 送料 九錢

本書は 明治天皇御敬神の御事蹟を洩く國民に知らしめ、國民をして宏大無邊の御神徳を景仰し、大御心を奉戴し、敬神奉公の至誠を以て天壤無窮の皇運を扶翼し奉らんとする心を堅うせしむる目的により、既刊圖書はもとより維新前後の公卿、側近者の日記・記録又はその談話より資料を蒐め之を編輯とし、後編には明治の大御代に於ける神社制度の變改等にも及び御聖徳のまにまに神祇道興隆の一斑を謹記す。

内閣印刷局發行

方法

- (ハ) トラップの使用
 - (ニ) 蒸気漏洩部の即時補修
 - (ホ) 配管の保温
- などに気をつけねばなりません。廢熱の利用や廢蒸氣、排湯の利用も當然考へられることです。重工業方面では廢熱ボイラーにより、工場の必要蒸氣を満足させ、蓄熱室や換熱室等の十分な利用、斷熱材による熱損失の防止等は従来以上に考慮すべきであります。小さな工場では、必ずしも節炭器や空氣豫熱器などの立派な設備をしなくとも、ドレーンの利用や排ガスの利用について、給水豫熱その他の方法や手段について考慮の餘地が残つてをります。

計器による管理

以上述べましたやうな事を管理し、更に燃料を各種燃焼設備に無駄のないやうに配給する等のためには高溫度計、通風計、流量計、石炭秤等の計器を採用して日々の操業を測定記録し管理してゆけば、會社全體の燃料消費の状況がはつきりし、各職場の者の努力が刻々、數字的に立證されるのであります。當事者も動みがついてます。石炭有効利用に精進するやうになります。市中を走る自動車ですら色々の計器がついてをりまして、速度やガソリン量や走行料數が走りながら分りますが、大きな工場などでも計器類が整備してゐない所があり、單に作業の係の

者が目算で仕事してゐる所が多いのであります。それでは到底合理的な熱管理をやつてゐるとは言ひ難いのであります。

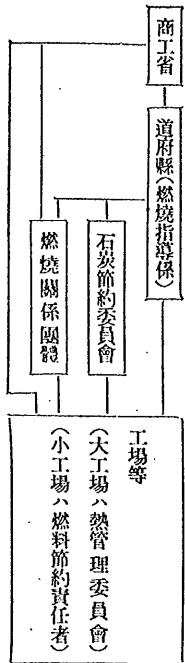
熱管理制

石炭を焚燒する仕事は氣罐士や火夫の努力練磨に俟つ問題であります。が、仕事をし易くし、設備の改良、蒸氣及び熱の有効利用を行ふためには、燃焼、設備、蒸氣及び熱の使用に關係ある者の努力と相互の連絡とが必要であり、更にこれを統轄する工場主腦者の自覺と積極的指導とに俟たねばなりません。

燃料局では各道府縣に鑑照した結果、地方の状況に應じ、工場の規模を考慮に入れて、燃焼設備使用

者と、これを統轄管理する主腦部との三角錐の形で組織した熱管理委員會が工場毎に組織されつゝ、更に地方の状況に應じて石炭節約に關する團體が結成されつゝあります。燃焼指導及び熱管理の連絡系統は次のやうであります。

以上述べましたやうに、工場等においては従来石炭消費量の一割五分を目標として燃焼指導に努力してをりますが、他方昨冬來の石炭不足に願みて、中央官廳においては煖房期



間の短縮、煖房溫度の調節による低溫生活を實行し、煖房用炭の三割七分節減を目標に努力中であり、更に一般民間でもこれに追隨してゐるのであります。燃料局では、需に應じて燃焼指導に關して、係官を工場等に派遣し、また「石炭の合理的な使用」といふパンフレット第一編、第二編を發行し、一般に配布してをります。更に「淡煙燃焼」及び「石炭の活用」といふ映畫も製作し、各道府縣にお

いて機會ある毎に公開してをりますが、一般に貸與も致してをります。燃料燃焼における熱管理、熱管理の價値について今更云々する迄もなく、工場當事者は事務者たる、技術者たるを問はず、各自工場の熱管理制を確立し、定期的な燃焼ガスの各種測定を行ひ、燃焼の良否、溫度の高低、灰分中の石炭量の多寡、蒸氣管系、スチームトラップ、ガス管系に互に間斷なく監視し、更に工場を多數持つ會社では、輕工業たると重工業たるを問はず、本社において各工場の熱管理の統轄指導を實施し、燃料の有効利用の萬全を期して戴きたいのであります。

敵軍の戦意

大本營陸軍部

戦意低下の實證

支那抗日軍の戦意は、全般的に見て最近頓に低下の一路を通つてゐることは確實である。例へば、無断に部隊を離れるものの増加、上級將領の前線への家族携行等、軍紀類廢の兆すら現はれてゐる。下級將兵は重慶抗戰派の宣傳を盲信し、英、米依存による抗戰必勝の期待の下に、盲目的に戦意を保持してゐるのに過ぎない。

この戦意の低下は、作戰命令の不履行、將兵の逃じ、わが軍への歸順増加、遺棄死體數の交戦兵力に對する比率の減少等となつて現はれてゐる。これに對し、蔣介石は攻撃精神を昂揚し、命令指示を貫徹せしめる目的を以て、局部的に攻勢を命じ、一方信賞必罰を強化し、前線將兵の家族携行を嚴禁する等、各種の手段を講じて抗戰意識の昂揚に努めてゐる。

食料の窮迫化

敵軍の給養状態は、戰鬪の長期化に伴ひ相當窮迫して來てゐる。殊に食糧の缺乏を來し、廣西、廣東方面は特に甚しい模様である。これに對し、重慶當局は將兵の食費の一部増給、米食に雜穀を混入するとか、パン粉等の代用食を使用する等、各種の應急對策を講じてゐるとはいへ、これが徹底的救済に至難であつて、現地軍隊は勢ひ強制徵發を敢てするの已むなきに至り、茲に軍閥時代の縁相を帯び民心の離反を來しつつある實情である。本年秋の收穫成績如何は、敵軍の戦意に至大の影響あるものである。

潰えた進攻作戰

かやうに、敵軍内部における窮乏が、如何に作戰に影響してゐるかを調べて見るに、昨十五年における敵の積極進攻作戰が、前年に比べて見て著るしく減少してゐることは

昭和十四、十五年ニ於ケル彼我ノ攻勢概況表

年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
北支												
中支												
南支												

1. 整訓完了セル時換又ハ政略的價値大ナル時機等ニ於テ敵ニ自主的攻勢ヲ實施セリ。
 2. 中央ノ統制力ハ逐次強化セラレタリ。 3. 第二期整訓中ニ於テモ臨時政略的反攻ヲ實施セリ。
 (整訓トハ整編訓練ノ略語ニシテ我ガ編制教育ニ該當ス)

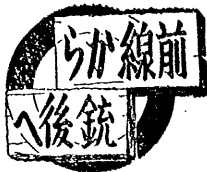
年	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
北支												
中支												
南支												

1. 冬期攻勢以來共產軍ノ反撃ノ外大ナル攻勢ナシ。

次の表の通りであつて、一見その戦力低下が明瞭である。即ち、一昨昭和十四年においては四月攻勢、夏期攻勢、九月攻勢、冬期攻勢と四回に亘つて全面的に自主的反攻を

企てたのであるが、昭和十五年においては、昭和十四年末より引續き十五年一月中旬に完全にわが軍に粉碎された冬期攻勢の外、彼が全面的に反撃して來たことは一度もな

く、僅かに八月北支において共產軍がやゝ活潑に出撃した程度であつた。
 なほ支那抗日軍の總兵力は約二百七十ヶ師五十餘ヶ旅、別に騎兵十數ヶ師總計二百餘萬、空軍は現在約二百機、第一線機百機内外で、目下成都方面に待避し、勢力の挽回に努力中で、蔣介石は空軍の再建を急務と認め、銳意これが擴張に努めてゐる。最近米國より飛行機の供給を受けんとして交渉中である。



銃後

天谷部隊本部
中山 正三

戦時國家經濟完成への協力

皇軍の夜を日に次ぐ進撃のため、敵は重要都市の大部を突ひ階級の地に遁入し、その上各方面からの軍需資源供給の道を殆んど断たれて疲勞困憊の極に達してゐますが、なほ相當頑強に抵抗してをります。

抗日政權が抱く最終の目的は、戦争を永びかせ、日本を經濟的窮乏に陥れることによつて諸敵の混亂を起させようとしてゐることは實に明らかでありまして、近頃の敵の戦法からもよくこの趣旨が窺はれるやうです。

もちろん、われ等在支皇軍の使命は、東亞新秩序建設の綱根をなすこれ等抗日支那軍の壊滅を圖り、支那四百餘

州に皇道を宣布することにあるのはいふ迄もありません。

また、われ等は身命を賭してこれ等抗日軍隊が、刀折れ矢盡きて、わが軍門に降る日まで徹底的に膺懲戦を續けるのでありますが、以上の支那抗日政權の我が國に對する終局の目的を考へますと、我々としても、更に重要な方面に關心を持たねばならないことを痛感する次第です。すなはち、日本戦時國家經濟完成への協力であります。

我々は速かに戦時國家經濟を完成し、これによつて外よりする窺察、憶測を許さない高度國防國家への移行に協力することが、彼等抗日支那軍隊を崩壊せしめる最大の鐵槌であり、彼等の國民性から考へても、最も有效な手段と確信致します。かくてこそ、いはゆる援蔣諸國もまた反省するものと信するのであります。

この目的達成の手段は、銃後の既に實行してをられる物動計畫に基づく諸種の統制經濟でありまして、我々は決してこれを他人事視することは出来ぬと感じます。支那における過去の戦争生活と、更に事變の將來を考へます時、我々の環境の絶対に必要なことを痛感します。

我々は衣食住に何不自由なく、常に銃後に絶大な感謝の念を捧げてをります。將來ますます質實剛健の氣風を涵養して物資の節用、資源の愛護に努力致します一方、互に戒め合つて一物たりとも浪費せぬやうに努めます。僅かのこの留意、心がけが、結果において戦友を尊い犠牲にせず済むことになるならば、陣中少しくらゐの苦痛は物の數ではありません。

いま國家が遂行してゐます統制こそ、日本國民一人残らず協力するのでなければ決して目的達成は出来ぬと信じ、よくこの精神を把握し、一時の不自由苦痛は大乗的立場から忍ばねばならないと思つてをります。

經濟の統制といふやうな、人間生活の凡ゆる範圍に互る事柄は、決してすみなくまで全部法律一點張りで定め、この實行を監督することは到底不可能であり、法律には幾多の不備もあり、また法律を飛び越すやうなことも出来るものです。國民の最高度の道德觀念に立脚した道義の率先躬行があつてこそ、國家の意圖通り進んで行くと思ひます。

日本國民にしてこの精神を理解せず、或ひは「私の利益のために統制を拒否する行動をし」「闇取引」「買溜め」或ひ

はこんな事は眞實でない方がよいのですが、「外人の手先となつて敢へて我が方に不利な行爲をする」やうなことが、抗日政權の耳に入つてゐる間は、決して彼等は精神的に互壞するものでなく、ますますその意を強くさせ増長させるだけでせう。遺憾千萬です。

かゝる日本人がある間は、日支兩民族は永久に抗争を續けるのです。十萬の英靈を冒瀆する人々だと言つても過言でないと思ひます。

第一線も銃後も一致協力して本當の日本人となり、速かに東亞新秩序建設の道程であるこの戦時國家經濟の完成に努力したいものです。

日支兩民族の融合の道

日支兩民族の融合は我々は常に上司より教示せられ、東亞新秩序建設のため必要不可欠なりと確信し、日本の傳統精神たる「弱きが故に助ける」の愛を以て、その具現に邁進してゐます。

融合の道は如何にして支那民心を把握收斂し、そして如何にしてその向ふ所を知らしめるかに、その究極の目的

が存せねばならぬと確信致します。

我々は過去において支那軍隊の行動や、民族の生活状態等に接觸して、實に日本國民としては理解出来ない幾多不可解な特性に直面しました。そして日支兩民族融合のためには、現在日本は凡ゆる方面において、支那を見直した研究し、最も多角的に理解する必要に迫られてゐるのだと痛切に感じてをります。

支那民族に適應しないものは、如何なる名案と雖も何の役にも立たないのです。

試みに、我々は過去における支那の研究動向の態度を顧みますと、歴史は學びましたが印象に残つてゐるのは、ただ三皇五帝の後に夏・周・秦と相次ぎ、前漢起り、次は新これに代り、更に後漢に到り西晋・東晋に移つた等、時代の變遷逐鹿戦の後をたどる道德的階段としての支那歴史だけであります。それでは、人文地理はどうかと申しますと、これも支那を理解し、眞髓にまで到達したと何人が稱し得るでせうか。支那文學も教へられました。これも字句の解釋に汲々として終始したことは、皆同様と思ひます。

凡てを通じて、未だ嘗て眞に支那大陸を研究し、その民族

性の把握に努めなかつたと告白せざるを得ないので。

支那のちよつとした町には、必ず存在する赤屋根のキリスト教會を見、更に白人牧師が支那民族と融合し、よく民心を收攬し、その尊信を集めてゐるのを見て我々は羨望に似た憤りを感ぜざるを得なかつたものでしたが、また彼等牧師等の熱意は確かに推賞に値すると感じました。

我々は過去の尊い経験に鑑み、ますます研究を重ね、眞に日支民族融合の實を擧げるやう努力致します。

若し日本人にして支那人を輕視し、或ひは白眼視し又は威嚇欺騙する等の行爲を取へてするものがあれば、益々漸くその礎の完成せんとしてゐる東亞新秩序を破壊する人だと云はねばなりません。

日本が眞に支那を理解し勾玉の心で支那に接する時、彼等は日本に信頼し、日本人と提携し東洋の平和は確立されるのだと思ひます。

戦死者遺族の人々へ

皆様は大事な杖柱とも頼むお父さんや御令息、御兄弟、御令弟、御夫君を亡くされたことと思ひます。

征途に就く時は、再び故山を踏まざる覺悟で勇躍出征したのではありましたが、やはり骨肉の情、恩愛の絆もだし難い皆様の御心持を推察し、われ等戦地にある者は同情の念を禁じ得ないのです。

我々は今は亡き戦友と幾多戰場を馳せ、苦業を共にしました。壯烈な戦死をせられた時は末期の水もくみました。遺骨を胸に懐いて更に進軍を續けたこともありましたが、た戦傷した戦友を、山を越え、川を渡り、感謝の聲を聞きながら擔架で搬送したこともありましたが、勇戦した戦友が病院で遂に病歿した時は、當時をしのび實に感慨無量でした。

尊い英靈の礎に東亞の平和は次第に建設されてゐるので、我々は常に亡き戦友に思ひを馳せ、その遺業を継ぎ、ますます補助その死をしていよ／＼光輝あらしめるやう努力致します。

日本國民は皆、これ等戦歿勇士の家族の人々に温い手を差し伸べてをることと信じます。御遺族の人々は随分御苦勞の多いことと御察し申上ります。どうか飽くまで勇士の遺族たるの矜持を保持せられまして、強く正しく雄々しく

御進み下さい。

我々は皆様とともに亡き戦友の冥福を祈り、且つ又御遺族の皆様を御清福を祈つてをります。

むすび

我々は一生涯命やります。銃後の御期待に副ふやうに。戰場で追撃戦は彼我惡戦苦闘の後に起るのです。これは古來の幾多戦史の明示する處であり、また我々の浅い経験から考へても明瞭であります。従つて最後迄頑張り通した方が必ず勝です。

原則は非常に簡單であります。實行のためには堅忍不拔、不撓不屈の決意を必要とします。追撃戦の起る直前は敵も味方も、實に苦しい瞬間であります。勝つも負けるも紙一重の差であります。

現在日本は東亞新秩序建設の途上において、抗日支那政權を正に完全に撃破せんとし、爽快な追撃戦に移行しようとする直前に在ると考へることが出来ます。

我々は銃後の皆様に信頼し、最後の目的に邁進したいと思ひます。



獨佛關係の近情

緊張する獨佛關係

去年の十二月十三日、ヴィシーのフランス政府が、時の副首相兼外相ラヴァル氏を罷免監禁した當座、ドイツ側はそれを敗戦國フランスにおける單なる内政上の問題と見なしてゐたものの、その後、獨佛關係が日を逐うて緊張の度を増すに至り、パリ駐留の獨大使アベツ氏は、ヴィシーに乗込んで捕はれのラヴァル氏を釋放せしめて獨軍占領地帯のバリに保護するの舉に出で、引つゞき去る一月のベクランラヴァル兩氏會見の不調、獨大使の歸國打合せから二月五日のヴィシー政府重大會議となり、そして、はてはベクラン佛主席が北アフリカに脱出したとの流言まで飛び出すに至つて、獨當局もフランスが歐洲新秩序に協力する

道を誤るならばフランスは元も子もなく危険を醸すものであるとの強硬態度を表明するに至つた。

しかして、その影響の及ぶところ單にフランスの國內再建工作に關するのみに止まらず、獨軍の英本土上陸作戰を控へる國際情勢にかゝり、且つ又、現に東京においてイ・佛印國境紛争の調停を行ひつゝある我が國としても、以上の成行きに對し注視を怠つてはならないものがある。

獨に屈服後の佛の動向

これよりさき、去年の六月、獨伊に屈服したフランスは、ついで七月、第三共和國の議會を解散し、ベクラン元帥はルブラン大統領に代り、國家主席となつて元首の全權を

掌握するとともに、「一切の社會的・地方的乃至個人的活動はフランス全體の利益に従屬せねばならぬ」となし、こゝに敗戦後のフランスは全體主義的再建の途についたのである。

かくて、七月十二日夜、新國家體制に對應すべきフランス内閣は、ラヴァル副首相・ボードワン外相・ウェイガン國防相等の顔觸れによつて成立したが、その後のヴィシー政府の動向は必ずしもドイツが期待した方向に進まず、八月十二日に至り、早くもベクラン主席一派と、親獨派の總帥と目されるラヴァル氏との佛政府内紛が傳へられたのである。ついで九月六日、ベクラン主席は佛領アフリカ殖民地の不穩化に鑑み、國防相ウェイガン將軍をアフリカ軍總司令官に任命し、同方面における軍事ならびに政治上の一切の全權を總帥せしめることになり、内閣の一部を改選し、去る六月の對獨休戰交渉に佛側主席代表となつたアンチエ將軍の陸相就任を見るに至つた。

越えて十月二十二日、ヒトラー總帥は突如リベントロフ・ブ外相とともにフランスに赴き、ヴィシーより出向いたラヴァ

ル佛副首相と會見し、長時間に亘つて重要協議を遂げ、ついで二十四日、佛占領地域内たるモンテアールの特別列車内においてヒトラー總帥とベクラン佛主席との會談が、リベントロフ獨外相とラヴァル佛副首相とを交へて行はれたのである。

一、方、パリ陥落の直前、ベクラン元帥の組閣に際し外相に抜擢されて來たボードワン氏は、佛政府のドイツに對する關係から、十月二十六日ラヴァル副首相の外相兼攝實現とともに無任所相となつた。

前述のヒトラー・ベクラン會談により、獨佛兩國間の戦後處理大綱が決定し、その後ラヴァル佛副首相兼外相はパリにおいてドイツ當局者と折衝を重ねてゐたが、十一月十日、佛政府はラヴァル副首相兼外相とゲーリング獨空相との間に會談の行はれた旨を發表したのである。

獨佛兩國間の新協定

ついで十一月十七日、佛當局は、獨佛通貨協定の成立を發表した。この新協定は、獨佛通貨比率を二十フランが一



マルクと規定してをり、先頃パリにおきて締結された獨佛求償協定もこ

の通貨協定の成立によつて、直ちに實施されることになつた。而して、このためパリとベルリンに新たに爲替清算の中央機關が設立され、新通貨比率は佛領地の對獨貿易にも適用されることになつたのである。

なほ、フランスの輿論参加が決定されるに及び、總數二百萬に垂んとする在獨の佛人俘虜の釋放問題は、フランス國內勞働力の確保と關聯して漸く注目されつゝあつたが、同月十九日、佛政府は「獨政府はスイスに拘禁されてゐる佛兵士三萬の釋放方に同意した」旨を發表した。しかして、ドイツ領内に拘禁されてゐる約二百萬の佛兵

士は、歐洲の戦争が繼續する限り釋放されず、たゞ臨時的に歸休を許されることになつたといはれる。なほ、獨領内佛兵士に對する今後の取扱につき、獨佛兩國間に次のやうな新協定が成立したのであつた。

- 一、フランスは、佛俘虜收容所の狀況調査のため、ベルリンへ視察團を派遣すること
- 二、クリスマスに際し、俘虜全將兵に毛布及び食糧品を分配すること
- 三、俘虜兵士とその家族との通信交換の増加を行ふこと
- 四、俘虜收容所に對する醫療設備の増加を行ふこと
- 五、勞働に従事する佛俘虜に對しては、平時と同等の賃金を支拂ふこと

ラヴァル氏罷免をめぐる

かくして十二月に入り、ラヴァル佛副首相兼外相は、前記の如く成立した獨佛協定に引つゞき、歐洲新秩序建設に積極的に協力する目的の下に、更に各般の問題に互つて

かくて十二月十七日、パリ駐荷のドイツ特派大使アベツツ氏と、ベタン佛主席との會見がウィシーにおいて行はれ、特に獨大使の要求に基づき監禁中のラヴァル前副首相兼外相も迎へられて同席し、同會見終了後、ラヴァル氏は獨大使に同道してパリに向つたのである。

一方、ラヴァル氏の罷免問題に關し、第三國筋には、ヒトラー總統がベタン佛主席に親書を送り、ラヴァル氏の復活に關するドイツの要求を容れるやう通達したとの説が行はれ、ドイツは佛政府の態度が變らざる場合には、去る六月の休戰協定の破棄を以てこれに應へるであらうとの説さへ流布されたが、ドイツ當局は慎重な態度を持し、それらに對し否定的な言明を行つた。

ラ氏復活と獨の態度

かくして獨佛關係は不安定の裡に、フランス敗戦の第一



ラヴァル氏の佛内閣改造に對する關心

イツ側と協議を遂げるため、ウィシー・パリ間を來往した。ところが同月十三日、ベタン佛主席は突如臨時閣議を開催して内閣刷新のため總辭職を要求、翌十四日ラヂオを通じてラヴァル副首相兼外相を罷免し、専任外相として元首相のフランダン氏を任命した旨を發表するとともに、「十三日ヒトラー獨總統よりメッセージを受け十四日内閣更迭を回答した」旨を述べ、また「ラヴァル氏罷免は純然たる内政上の意見の不一致に基づくもので、佛政府の外交政策ことに對獨關係には何等の變更も齎さない」ことを特に強調したのであつた。

それに對してドイツ外務當局は、ラヴァル氏の佛内閣改造に對する關心



年を送り
一九四一
年を迎へ
たのであ
るが、ラ
ヴァル氏
罷免以來
再改造不

可避と見られていた佛内閣は、一月三日以來、グルラン内相兼海相を首班とし、アンチジェ国防相及びフラングン外相兼經濟相の三頭政治を行ふことになつた。

ついで一月十八日、ベタン主席とラヴァル氏はヴィシー北方ラフェルト附近の待避線列車内において會見を遂げ、舊職來の確執を解いて接觸を回復した旨、佛當局から發表され、また、同月二十七日に至り、從來しばしば對獨協力政策に反對してゐた、いはゆる反ラヴァル派のアリベール法相ならびにベラン労働相の罷免を見るに至つた。

これよりさき、ベタン主席は、ラヴァル氏罷免と同時に

タン主席は佛政府の直接的指導をグルラン海相に委ね、もつてラヴァル氏と妥協することを提議した。因みに、ラヴァル氏の要求とは、氏自身が佛首相に任命され、新聞員全部の指名権を得、氏は國民會議に對してのみ責任を負ひ、外交・宣傳・内務各行政上の全面的指導権を確保せんとする殆んど獨裁権にも等しいものも傳へられてゐたのであつた。

よつて、グルラン海相はラヴァル氏の復歸條件に對するヴィシー側の回答を、擧げ二月六日パリに到着し、直ちにパリス駐在のヴィシー政府代表プリノン大使と協議を行ひ、ラヴァル氏と會見を重ね、七日夜パリ發ヴィシーへ歸着し、翌二月八日、ヴィシー政府はフランス通信社を通じて、ラヴァル前首相がベタン内閣復歸を拒否した旨の通り發表するに至つた。

「ベタン主席は、さきのヒトラー總統との會談の精神にもとづき、ラヴァル前首相に對し、國務大臣ならびに閣内指導委員會委員に就任方を提議したが、同氏はこれを拒否した。」

ヒトラー獨裁統治下に釋明書を送つたが、獨政府はそれ以來ヴィシーの佛政府に對して嚴乎たる態度を採り、一月十五日にベタン主席が「獨佛協調の熱意」を失つてゐない旨を全國民に放送し、同時にフランスの陥つてゐる苦衷を披露したのに對しても、ドイツ側は全くヴィシー政府を相手とせず、一月三十日に至りヒトラー總統は初めてベタン主席へ返書を送つたのであつた。

難航した佛内閣の改造

かくて、ベタン主席の腹膨といはれるグルラン海相は二月二日ヴィシーを出發し、パリにおいてラヴァル氏及びアベツ獨大使と會見、獨佛協力に關するドイツ側の要求を中心として協議を遂げた。そしてラヴァル氏の内閣復歸條件等につき、二月五日フランス國務會議の開催となり、ベ

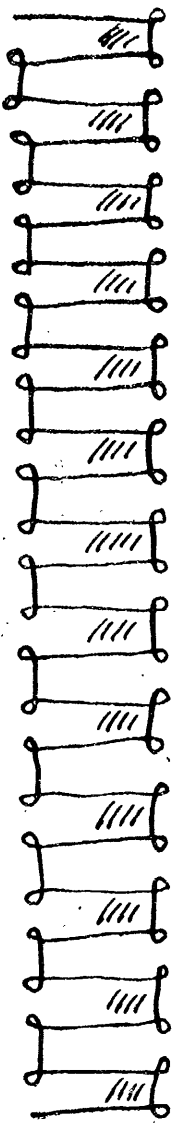
かくして、ベタン主席はグルラン海相に命じ、こゝにフランス再度の政治的危機を脱すべく、内閣改造に着手したが、閣員の銓衡に當つてドイツ側に對する思惑を考慮に容れる必要上、甚だしい人選難に陥り、結局、各省首腦として事務官僚を戴く技術家内閣となるものと傳へられるに至つたのである。

情 報 局 綱 要

週 報 叢 書

第一輯	會社經理統制令解説	定價 各冊二〇錢
第二輯	貸金統制令解説	
第三輯	新支那讀本	
第四輯	地代家賃統制令解説	
第五輯	銀行等資金運用令解説	
第六輯	從業者移動防止令解説	(第六輯に限り十五錢)
第七輯	價格等統制令解説	
	宅地建物等統制令解説	

全國書店にあり、品切れのときは、内閣印刷局發行課へ申込んで下さい。



人口問題をどうする (下)

企 畫 院

四、人口政策の目標とその方法

日本人口の、これまでの外見上のかげやかなしい発展と増加とのかけには、實はかうしたおそるべき毒薬がすでに醸成されてゐたのである。吾々はまづこのおそるべき毒薬をとりのぞいて、ヨーロッパの諸國が踏んだ失敗を再び

繰り返さぬやうにしなければならぬ。日本の人口がだん／＼に年寄りばかりが多くなるとともに、その増加の勢ひが次第に弱まつてきて、つひに減少の道をたどることになるといふやうなことは、どうして東亞共榮圏の先導者としての重大な任務をはたすことができるか。今後の日本は多數の若くて、元氣で、丈夫で、そして賢明な青年を要することが、ますます大になつてきてゐる。この必要に

應ずるには日本の人口政策は、次の四つの目的を達することを目標として、樹立されなければならない。

一、人口の永遠の發展性を確保して、人口の老衰と將來の減少とを防ぐこと

二、その増殖力と資質とにおいて、他の諸國を凌駕するものとする

三、高度國防國家における兵力と勢力との必要を確保すること

四、東亞諸民族に對する指導力を確保するために、その適正なる配置をなすこと

これらの四つの目的は、東亞の共榮圏を確立するには、いづれもそれを完全に達成することが絶対に必要なことばかりであるが、しかしこれらの目的を同時に達するには、日本の人口はこれまでよりも、はるかに大なる勢ひで増加することにならなければならない。政府がこのたび發表した人口政策確立要綱のなかで、昭和三十五年において、内地人口が一億に達することを差當りの目標としたのは、これらの目的を達するに必要な人口を簡明に、かつ具體的

に示したものである。そして、この昭和三十五年一億の目標が達せられることになれば、それから後の日本における人口の増加は、さらに飛躍的に大なるものとなり、日本民族はこゝに初めて悠久にして、かつ永續的な飛躍的發展をとげる基礎を確立し得ることになるわけである。

しかるに、この昭和三十五年内地人口一億の目標を現實に達することは、實はなかく容易ならざる大事業である。従來の通俗的な考へでは、人口の増減といふものは、人爲の如何ともすべからざること、いはば自然の法則によつて起るものであるといふ風に考へられてゐたからであつた。これは區々たる政策をもつては、かゝる目標を達することが、ほとんど不可能に近いほど、大なる困難をともしなつてゐるといふことを、もつとも有力に裏書してゐることになると思ふ。

しかし吾々は、いまやこの非常の困難を乗り越えて、一日も早くこの目標に達しなければならぬ。そこでこの困難な目標に達するにはどうすればよいか。それには一般的に考へて、出生率を引上げることと、死亡率を引下げること

との、二つの方法が考へられる。そしてこれらの二つの方法のなかで、人による死亡率の引下げといふことに重点を置いて、それを殊更に力説するものがある。そして、それらの人達の意見によると、「近頃の我が國の死亡率は急激に低下の勢ひをたどつてゐるが、しかしイギリス、ドイツ、洋洲、ニュージーランドなどにくらべると、それでもなほ餘程高い率である。これ日本の死亡率がこれからでもまだ引下げることのできる餘地が相當に大きいといふことを、有力に立證してゐる。また出生率を引上げることにより、力をそぐよりは、その生れた子供を大事に育てて、その死亡を極力少なくするやうにすることが、人口増加の目標を達する上において、もつとも無駄のすくない、もつとも合理的な方法である」といふことである。これは一應もつともな意見であるかのごとくみえる。

死亡率を引下げるといふことは、わが國では特に必要なことである。また今日のわが國ではその餘地が相當に大であるといふことも、ほとんど疑ひなき事實である。けれども右の意見が、今後の日本の人口政策について、死亡率を

引下げることにその重点をおかなければならないといふことを、主張するのであるならば、それは必ずしも正しい意見であるといふことはできない。そのわけは、死亡率を引下げることにだけにどんなに努めてみても、たとそれだけでは、計算上、所期の昭和三十五年内地人口一億の目標に達することができないといふだけでなく、死亡率を引下げるといふことだけでは、何十年かの後には必ず日本人口が減つてくるやうになるときがあるに違ひない。

前に記した人口問題研究所の豫測は、日本の出生率と死亡率とが、昭和十二年までの時期における低下の勢ひを今後もつゞけることを假定して推計したもので、それによると、わが國の死亡率が、これまでのやうに相當に急激な勢ひで、これからも引下げられるとしても、昭和七十五年からは人口が減少することになるといふことである。また年寄りの割合が次第に多くなつて、そのかほりに若い者の割合がだん／＼に減つてくるといふ現象も、どうしてもこれを避けることができないことになる。それらの好ましからざる現象の起ることをさけて、所期の目標に到達するに

は、死亡率の引下げのみによつてゐることはできない。それには出生率を引上げるといふことに主力をそぐといふことにしなければならぬ。そして、それと併せて死亡率を極力引下げるといふことに努めることにしなければならぬ。

このたび閣議で決定された人口政策確立要綱が、この點について人口の増加は永遠の發展をはかるため出生の増加を基調とするものとし、併せて死亡の減少をはかるものとす、としてゐるのはこの意味にはかならない。

五、出生減退とその増加の方策

右に述べたやうに、人口の増加をはかるには、出生の増加を基調としなければならぬ。では、この出生の増加をはかるにはどうすればよいか。

わが國の出生率が前の世界大戦の直後のころを轉機として、急激な低下の勢ひを示してきたのは、結婚の年齢が遅くなつてきたといふことと、その結婚した夫婦の子を生む

出生率減退の大半の原因となつてゐるといふことを證據立ててゐる。また有配偶者の子を生む割合が減つてきたといふことも、それをすべて産兒制限の結果であるといふやうにみることは早計である。有配偶者の子を生む割合が減つてきたといふのは、産兒制限もその一つの原因になつてゐるにちがひないが、そのほかにも種々の原因で婦人の妊孕力そのものが衰へてきたといふことも想像されることである。したがつて出生の増加をはかるには、産兒制限の風潮を一掃することももちろん必要であるが、たゞそれだけでは所期の目標に達することはできない。それには結婚の年齢を早くして、若い人達の有配偶率を高めることが必要である。また、結婚した有配偶者の子を生む割合を大ならしめることにつとめなければならない。

わが國の平均初婚年齢は男子二八・三八九歳、女子二四・四一四歳（昭和十三年）となつてゐる。このたびの人口政策確立案綱では、この平均初婚年齢を男女とも、これからの十年間に、いづれも三歳だけ早くして、概ね男子は二十五歳、女子は二十一歳に結婚するやうにすることを目標とし

てゐる。また今日では、平均の初婚年齢で結婚した一夫婦が、その結婚生活を完了するまでの間に生む出生兒の数は、平均すると約四人となつてゐるが、右の要綱では、これから十年の間にそれを平均五人にするやうにすることを目標としてゐる。

しかし、これらの出生増加の目標に達することは、實はなかく容易なことでない。それには、まづその基本的な前提として、産兒制限や個人本位の風潮を極力排斥して、健全なる家族制度の維持強化をはからなければならない。健全な家族制度は人口増加の起動力であるからである。また結婚の年齢を早くして、若い人の有配偶率を高めるには、團體や公營の機關などをして、積極的に結婚の紹介、斡旋、指導をさせることが必要である。結婚費用の徹底的軽減をはかるとともに、婚資貸付制度を創設するといふことも必要である。また學校制度の改革については特に人口政策との關係を考慮して、餘り長い間學校に行かなければならないために、結婚がおくれるやうになることを、できるだけ避けるやうにすることなども、ぜひ必要なことであ

る。女子の被傭者としての就業につらで、二十歳を超えた者の就業をなるべく抑制する方針をとるとともに、婚姻をさまたげるやうな雇傭条件や就業条件などを緩和したり、改善したりすることも必要である。これらは、いづれも結婚を早くするために行はねばならないことであるが、さらにそれによつて結婚した有配偶者ができるだけ多くの子供を生むことのできるやうにするには、高等女學校や女子青年學校などにおける女子教育において、母性の國家的使命の重大なることを認識せしむるとともに、子供の保育や保健に関する知識と、それに必要な技術とを教へるやうにして、母性としての立派な覺悟と教養とにおいて缺けるところのないやうにしなければならぬ。

また多産を奨励するには、租稅政策の上において扶養家族の多い者の負擔を軽減するとともに、獨身者の負擔を加重するといふことも必要である。ヨーロッパの諸國などでは、所得稅の家族控除を行ふとともに、獨身稅や無子稅などを設けてゐるところもある。所得稅の家族控除は我が國でも多少はすでに行はれてゐる。また家族手当の制度を確

立して、扶養家族の醫療費や、教育費などの扶養費の負擔を軽減するやうにすることも大切なことである。わが國でも家族手当の制度はすでに一部では實行してゐるが、しかしこの制度が一般的に行はれることになれば、扶養家族の多い者を傭ふことをさけるといふやうなことになるおそれがある。それをさけるには、家族負擔調整金庫とでもいふやうなものを創設して、扶養家族のすくない者との間の負擔を平分化するといふやうな方法によつて、家族手当制度を確立することにもしなければならない。いかも知れない。

また多産を奨励するには、このほかにも多子家族に對して物資の優先配給をするとか、表彰をするとか、その他各種の適切な精神的、社會的、經濟的の優遇方法を講ずるとともに、妊産婦や乳幼兒などの保護に關する制度を樹立したり、産院や乳兒院を擴充したり、出産用衛生資材の配給を確保したりするやうなことも、避妊や墮胎などの人為的な産兒制限を禁止、防退したり、花柳病を絶滅することなども必要なことである。そしてこれらについては、いづれも

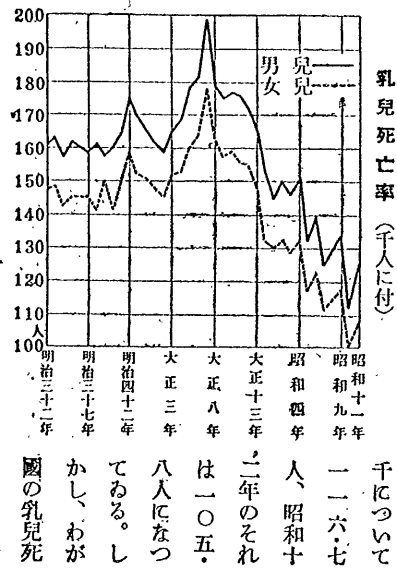
このたびの人口政策確立要綱にもとづいて、その実行が期待されることになった。

六、死亡減少と資質増強の方策

人口の増加をはかるには、出生の増加につとめることがまづ第一に必要なことであるが、しかし、それと併せて死亡の減少に努力することが必要であることは、いふまでもないことである。そしてこのたびの人口政策確立要綱では、その人口増加の目標を達するために、一般死亡率をこれから二十年の間に概ね三割五分引下げることを期してゐるが、これもまた出生増加の場合と同じく、なか／＼困難なことである。

わが國の死亡率が、ドイツやイギリスなどのヨーロッパの諸國にくらべて、なほ餘程高いといふことは、前に述べたが、しかしそれをもう少し詳しくしらべてみると、そのなかでも特に乳幼児の死亡率と、主として二十歳前後の青少年者を斃す結核の死亡率とが格段に高い。

たゞし、このなかの乳幼児の死亡率は、わが國でも前の世界大戦のころを境として、近頃では非常な勢いで低くなつてきてゐる。すなはち、大正七年におけるわが國の乳幼児死亡率は、出生千につき一八八・六人、同八年におけるそれは一七〇・五人、同九年におけるそれは一六五・七人であつた。この當時には、生れた子供が初めてのお誕生日を迎へるまでの間に、その二割近くまでが死亡してしまつたわけであつた。しかるに、それがそれから後は年々とも低くなつて、昭和十一年におけるわが國の乳幼児死亡率は、出生千について



死亡率は、今日でもヨーロッパの諸國にくらべると、それでもなほ餘程高い。昭和十一年におけるイギリスの乳幼児死亡率は、出生千につき六一・九人、ドイツのそれは六五・八人、フランスのそれは六七・〇人にすぎなかつた。また我が國の第六回生命表によると、十萬人の出生児があつた場合に、そのなかで五歳になるまで生き残る者は、男児ではわづか八萬一千七百八十八人、女児でも八萬三千二百二十九人しかないことになつてゐる。

これは生れてから五歳になるまでの間に、そのなかの二割近くが死亡してしまふといふ驚くべき事實を示してゐる。わが國の死亡率を引下げるには、何よりもまづこの乳幼児の死亡率を引き下げるのが肝要である。

また結核死亡率については、これまでは何かそれを文化の進歩に伴つてさげることの出来ない、いはゞ文明病とも名づくべきもののごとくに思つてゐた人があつたけれども、しかしそれは大きな間違ひである。わが國における結核死亡率は、ほとんど低くなる傾きをみせてゐない。かへつて近頃ではそれが高くなる傾きをみせてゐるからであ

る。すなはち、大正九年における我が國の結核死亡率は、人口一萬につき二二・四人であつたが、それが一時はやゝ低くなつて、昭和七年には一八・〇となつたが、それがそれから再び高くなつて、昭和十三年には二〇・七となつてゐる。これは結核による死亡率の高まること、文化の進歩につれてさげることの出来ないものであるといふ意見を裏書してゐるやうにもみえるが、しかしこれをヨーロッパの諸國とくらべてみると、たとへばドイツのそれは昭和十年には、人口一萬人について六・〇人、イギリスのそれは五・五人、

スウェーデンのそれは三・八人、ニュージーランドのそれは三・六人になつてゐる。これは結核死亡率を引下げることに、その努力の如何によつては、文化の進歩にかゝらず、必ずしも不可能でないといふことを立證してゐる。

このたびの人口政策確立要綱では、それゆゑに死亡率を引下げるべきの中心目標を、この乳幼児の死亡率を改善することと、結核による死亡率を引下げることに置くことにしてゐる。そして右の要綱では、死亡率引下げの方策として、保健所を中心とする保健指導網を確立すること、母

性と乳幼児との保護と指導とを目的とする保健婦をおくこと、保育所を設置すること、農村隣保の施設を擴充すること、乳幼児の必需品を確保すること、育児知識の普及に努力すること、乳幼児死亡低下の運動を起すこと、結核の早期發見に努むること、産業衛生や學校衛生を改善すること、結核の豫防と早期治療とに關する指導と保護とを強化すること、結核療養施設の擴充をなすこと、健康保健制度を擴充強化して、これを全國民に及ぼすとともに、また醫療給付のほかに豫防に必要な諸般の給付をなさしめるやうにすること、環境衛生施設を改善し、特に庶民住宅の改善に努力すること、過勞の防止をはかるために國民生活を刷新して、十分な休養を採ることのできるやうにすること、國民營養の改善をはかるために營養知識を普及、徹底する期とに努めたり、營養食の普及や團體給食を擴充したりすること、醫療と豫防との施設を擴充すること、醫育の機關を擴充して、その内容を刷新するとともに、豫防醫學の研究と普及とをはかることなどをあげて、着々その實現に

邁進することにしてゐるけれども、これらの努力はいづれも乳幼児の死亡率を引下げることと、結核による死亡率を引下げることに、さしあたりその中心の目標をおいて、これを計畫することになつてゐる。

しかし、人口政策の目的は、單に所要数の人口に到達するといふことだけでは、十分にそれを達したといふことはできない。その人口が國防と勤勞とに必要な精神的、肉體的の素質を完全に備へたものでなければならぬ。そこで右の要綱では、出生の増加と死亡の減少とに努力するとともに、日本民族の資質を増強するために、國土計畫を遂行することによつて、人口の産業的及び職業的の構成と、その地域的分布の合理化をはかるとともに、特に大都市を疎開して人口の分散をはかると、内地農業人口の一定数の維持をはかるとともに、日滿支を通じて内地人口の四割を農業に確保すること、學校における青少年の精神的、肉體的の鍊成をはかるとを目的として、教科の刷新を行ひ、訓練を強化し、教育訓練方法を改革するとともに、體

育施設の擴充をなすこと、都市における青少年の心身の鍊成を強化すること、青年男子の心身鍊成のために一定期間義務的に特別の團體訓練を受けしめる制度を創設すること、各種の厚生體育施設を大量に増加するとともに、健全簡素なる國民生活様式を確立すること、優生思想の普及をはかり、國民優生法の強化徹底を期することなどをあげて、速かにその實現に努力することになつてゐる。

七、日本民族の自覺

しかし、以上に記したやうな區々たる方策だけをもつて、人口政策の目標を達することはできない。日本民族の永遠の發展をはかるには、まづ何よりもその根本的前提として、吾々自身が日本民族の永遠の發展といふことに、最高の價値をみとめることにならなければならない。個人本位の思想で、自分一人だけがどうにかうまくこの世をすごせば、それで十分だといふやうな考へでは、日本民族

の悠久の發展を期することなどはできない。

それには吾々みづからが個人本位の思想をすて、家と民族とを基礎とした世界觀を強固にうち立てなければならぬ。そして、その上で日本民族自身が永遠に發展すべき民族でなければならぬといふことを、十分に自覺することが必要である。また吾々日本民族は東亞共榮圏の確立、發展の指導者たる誇りと責務とを自覺するとともに、この責務を完全にはたすには、内地人口が質的にも、量的にも、こゝで飛躍的に發展しなければならぬのだといふことを十分に納得、理解することが肝要である。

この吾々日本民族自身の自覺は、日本民族發展の根本的前提である。これなくして百千の施策をなしても、人口政策確立要綱の目標とするところを實現することは、おそらく不可能であらう。右の要綱が吾々自身のこの民族的自覺を確立することを旨として、これを基本として計畫すべきことを定めてゐるのは、このためである。

文部省推薦圖書だより 一頁前

◇ナチス獨逸の解副(森川登三著) 著者は、ナチスが政権を獲得する前から獨逸に滞在してつたので、ナチスの活動を目のあたりに見聞した上、一九三九年再度渡獨しナチス政権下のドイツの實情を視察して最近歸られた人である。前半はヒトラーの生ひ立ちからその政権獲得までを後半はナチス獨逸の現状を述べてゐる。全體を通じて大獨逸主義に邁進してゐる人間ヒトラーの性格をよく描いてゐる。また二百枚程の寫眞も入つてゐるので、實に興味深く讀むことが出来る。(内六三九頁 定價二圓五十分 發行東京市小石川區藤町十二丁目ナチ 振替東京一四八四四番)

◇正法眼識(藤田邦彦述) 本書は第一巻と第二巻の二冊であるが、第一巻は正法眼識解説、道元禪師小傳、正法眼識現成公案、現成公案釋意の四編に分ち、詳述、第二巻は益註釋書としての價值を發揮してゐるが、その内容は身心學道、行佛威儀、正法眼識側面觀の三編に分つて説いてゐる。(第一卷二六頁 定價二圓 第二卷三三八頁 定價三圓三十分 發行東京市大塚區赤門前山崎佛僧社 振替東京一九〇〇番)

◇帝室制度史(帝國學士院編纂) 本書は今までに四卷刊行されてゐて、文部省編纂國體の本義に參考書として有益なものである。學校教職員にお奨めする。(第一卷二五六頁 定價二圓五十分 第二卷二七七頁 定價四圓五十分 第三卷五五八頁 定價三圓五十分 第四卷四八八頁 定價三圓五十分 發行東京市麻布區市兵衛町二ノ六十一(ラマド社 振替東京一八五七〇番)

◇日本茶道史(西堀二三著) 本書は主として社會思潮と連關して茶の湯の精神の發生、展開を平明懇切に敘述してゐる。教養に資する良書としてお奨めしたい。(四六二頁 定價一圓五十分 發行東京市東區東區 振替東京一五五五番)

◇支那の家族制(諸橋徹次著) 本書は支那の家族制を詳細に婚姻、喪失、祭祀、宗廟、名字、諱、親屬、姓氏の七篇に分つて説いてゐる。近時支那の研究書の續出する中で、この方面を深く研究した傑作である。(五〇六頁 定價四圓五十分 發行東京市豊田區豊田三ノ二(大橋書店 振替東京四〇五〇四番)

◇日本美術(植田壽藏著) 我が國古代神社建築の一つの様式を示す住吉神社の建築の中に遠く發展する我が國の美術精神を述べ、以下建築、彫刻、繪畫の三章に分けて日本の美術を詳細に述べてゐる。(四六九頁 一七六頁 定價五圓 發行東京市神田區河原町文藝書局 振替東京五三九〇九番)

週報

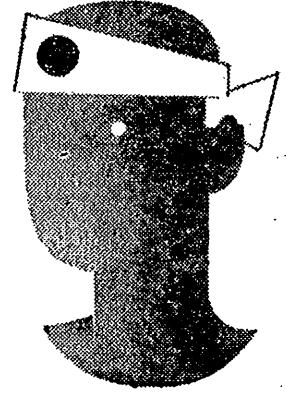
昭和十六年二月十九日發行
 印刷所 東京市神田區
 發行所 東京市神田區
 印刷局 東京市神田區大手町

定 價 一 部 五 錢
 (外埠郵費に依る地域) (送料共一圓十錢) に依る地域は十錢の割合を以て前金を奉(御申込下さい) 特大冊の場合はその都度郵費見金より差額を申せしめ

申 込 所 内閣印刷局發行課
 電話九ノ内三三二一
 振替東京一九〇〇番
 全國各地官報販賣所
 東都書籍株式會社
 東京市神田區保町一ノ三
 振替東京九三九〇番
 各書店・驛賣店

意 注 御

これからだ!



好評の頭腦藥

ノ
ー
シ
ン

頭が痛い、重い、或は頭腦が疲れてボンヤリすると云ふ時には、スグとノーシンをのんで下さい。そして素早く軽い、ハッキリとした頭腦を取戻し、元氣一杯、聖戦下の職務に精出して下さい。

効果が速くて、安全
 ノーシンは頭痛を速かに止めると同時に、朦朧とした頭腦の疲労を恢復して、頭をハッキリさせます。而も常用すれば、體の榮養をよくし、心臓を強補しますから、日々頭腦を酷使する現代人必需の頭腦藥として頗る好評です。

主 効
 頭腦疲労・頭内朦朧
 頭腦痛・頭内腫痛
 頭腦ぼんやり・精神萎縮
 効めまはせ・船車の酔
 三十錢・五十錢・一圓

製造發賣元 荒川長太郎會社

明るく照れて電力を節約する二重コイル線球電球



二重コイルの構造
電球の頭部に明るさを
制御する二重コイルを
採用し、消費電力の約
半分を省くことができます。
明るさを調節し、消費
電力の約半分を省くこ
とができます。

★ 護れ與亞の兵の家

最高標準の良質電球

東京芝浦電機株式会社 マツダ支社

新マツダランプ

替翼康健



新しい大きな力が
東亞の天地に生れた！
一億の民心が打って一丸となり
職域奉公の實を擧げんとする秋に
健康こそ最大の資本。
わかもとは國民的營養劑として
多年健康翼替に盡粹して來た。
今こそ私たちは
結核に、胃腸病に、脚氣に、
榮養不貞に、
全ての國民病を克服して、
この新しい大きな力を
育てねばならない時だ！
適應症 結核、肺炎、肋膜炎、胃
腸カタル、胃酸過多、胃下垂、貧
血、脚氣、榮養不良、妊産婦障礙

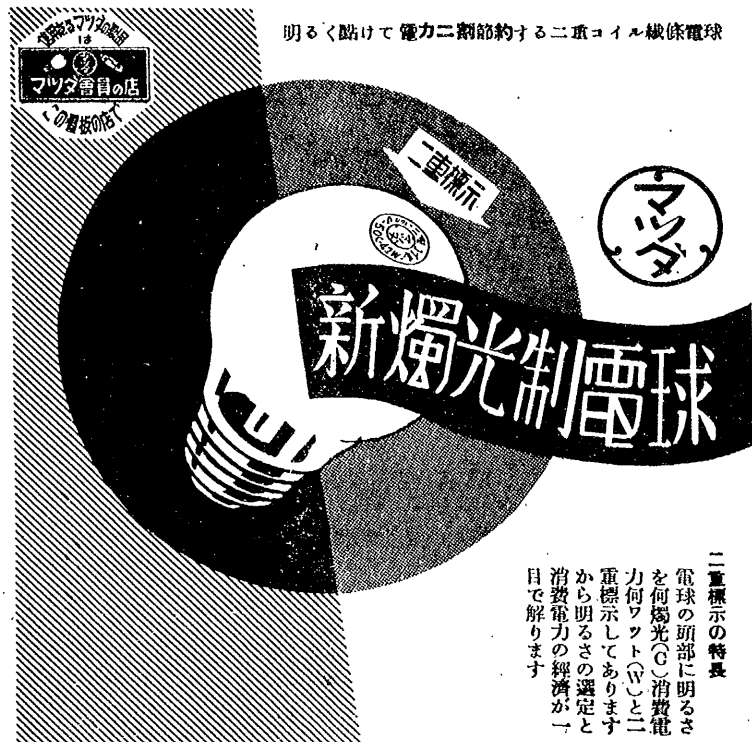
東京芝 わかもと本舗



錢十六圓一 量日五廿
圓 五 量日三十八
【量日百至乃日十四約は孩子】

成完場工養培母酵用藥醫一洋東

露光量違いにより重複撮影



明るく照けて電力二割節約する二重コイル線係電球

マツダ電機
マツダ電機
マツダ電機

二重標示の特長
電球の頭部に明るさを何燭光(C)消費電力何ワット(W)と二重標示してありますから明るさの選定と消費電力の経済が一目で解ります

★護れ興亞の兵の家

最高標準の良質電球

東京芝浦電気株式会社 マツダ支社

新マツダランプ

替翼康健



新らしい大きな力が
東亞の天地に生れた！
一億の民心が打つて一丸となり
職域奉公の實を擧げんとする秋！
健康こそ最大の資本。
解わかまとは國民的栄養劑として
多年健康翼賛に盡粹して來た。
今こそ私たちは
結核に、胃腸病に、脚氣に、
榮養不良に、
全ての國民病を克服して、
この新らしい大きな力を
育てねばならない時だ！
適應症 結核、肺炎、肋膜炎、胃腸カタル、胃酸過多、胃下垂、貧血、脚氣、榮養不良、産婦諸病

果敢合群の薬 消化3とB.V.性在回
劑錠

わか
ま
と
か

錢十六圓一 量日五廿
圓 五 量日三十八
(量日五正乃日十四約は供了)



成完場工養培母醇用薬醫一洋東

露光量違いにより重複撮影

週

報

昭和十一年十月十九日發
昭和十一年十月十九日發
第三種郵便物認可
（毎週一回水曜日發行）

内閣印刷局印刷發行

支那支那支那 支那支那支那
支那支那支那 支那支那支那
支那支那支那 支那支那支那

附金増割

報 國 債 券

一 枚 十 円 五 角

出 售 日 二 月 一 日

三 月 十 日



大藏省
勸業銀行

（判LA51格規定國はさき大の書本）